

第2節 消火設備

第1 消火器具

令第10条及び規則第6条から第9条までの規定によるほか、次によること。

1 設置場所等

令第10条第2項第2号及び規則第9条の規定によるほか、次によること。

(1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、廊下、通路、室等の出入口付近とすること。☆

(2) 規則第9条第2号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」は、消火器具の容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所であつ、次に適合する場所であること。

ア 消火器は、ラベルに表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

イ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、屋内又は雨水等の影響を受けるおそれのある場合については適当な防護措置が講じられた場所

(3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。◇

2 付加設置

規則第6条第3項から第5項までの規定による消火器具の位置（以下この第1において「付加設置」という。）は、次によること。

(1) 共通事項

付加設置は、規則第6条第1項の防火対象物又はその部分に同条第3項から第5項までに規定する少量危険物、指定可燃物、電気設備がある場所又は多量の火気を使用する場所がある場合、同条第1項の規定により設けるほかに、消火器具の設置が必要となるものであること。この場合において、防火対象物又はその部分には、屋上も含まれるものとする。

(2) 電気設備がある場所

ア 規則第6条第4項に規定する「変圧器」は、1次側又は2次側のいずれかが300V以上の電路に接続するもので、出力が5KVA以上のものをいう。

イ 規則第6条第4項に規定する「配電盤」は、300V（交流の時は実働値）以上の電路に接続するものをいう。なお、配電盤とは、発電機、電動機の制御あるいは配電等の目的に使用するものをいい、制御あるいは配電等に必要な各種開閉器、自動遮断器等を取り付けてある分電盤等は含まないものとする。

ウ 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」は、次に掲げるもので、300V以上の電路に接続するものをいう。

(ア) 電動機、発電機

(イ) 溶接機（出力が5KVA以上のもの）

第2章第2節 第1 消火器具

- (ウ) 赤外線乾燥設備
- (エ) 整流器（出力が5 K V A以上のもの）
- (オ) 電熱設備（出力が5 K W以上のもの）
- (カ) 静電塗装設備
- (キ) 蓄電池設備（容量が4 8 0 0 A h ・セル以上のもの）

エ 規則第6条第4項に規定する「電気設備がある場所」の床面積については、第2章第1節第4建築物の階及び床面積の取扱い2(2)カの規定による。

(3) 多量の火気を使用する場所

ア 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」は、次に掲げる場所で据付面積2 m²以上の事業用として使用する場合をいう。ただし、特殊なもので多量火気として認める必要のあるものは、これによらなくてもよい。

- (ア) 厨房（同一室内の厨房設備の入力の合計が2 1 K W以下の厨房を除く。）
- (イ) 工業炉及びかまどを設置する場所
- (ウ) 熱風炉を設置する場所
- (エ) 公衆浴場の火焚場
- (オ) 火葬場のかま場
- (カ) 焼却炉を設置する場所
- (キ) サウナ室

イ 規則第6条第5項に規定する「多量の火気を使用する場所」の床面積については、第2章第1節第4建築物の階及び床面積の取扱い2(2)カの規定による。

(4) 政令危険物設備（ボイラー、炉等）がある場合の消防用設備等設置算定

危険物一般取扱所を有する防火対象物の消防用設備等の設置算定は、当該防火対象物全体の延べ面積で設置基準に達しているかどうかを判断し、所要単位を算定するときは、政令危険物設備が占める床面積を除いて算定すること。

(5) 指定可燃物等の数量算定等

指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の適用に際しての数量算定については、次のとおりとする。

ア 屋外集積の場合は、集積物と集積物の相互距離が3 m未満のものは一つの集積場と、3 m以上のものはそれぞれ別の集積場とみなし、集積場ごとに数量算定を行うものとする。なお、屋外集積の場合は消火設備を必要としない。

イ 屋内集積の場合は、前アの規定にかかわらず建物と建物の相互距離が3 m未満であってもそれぞれの建物ごとに数量算定を行うものとする。

3 消火器具の配置

規則第6条第6項の規定は、次によること。

- (1) 規則第6条第6項に規定する「階」とは、建基令第2条第1項第8号に規定する階数

第2章第2節 第1 消火器具

に算入される階とする。

- (2) 前(1)の階に該当しない部分に消火器具の設置義務が生じる場合は、当該部分の各部分から当該部分又は直上階並びに直下階に配置された一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるよう消火器具を配置すること。

4 消火器具の兼用◇

- (1) 複合用途防火対象物で令別表第一に掲げる各用途部分が、相互に往き来できる場合は共用部分等に設置することで消火器具を兼用することができるものとする。この場合において、消火器具の能力単位は兼用する各部分で必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されており、かつ、規則第6条第6項に規定されている歩行距離を満たしていること。
- (2) 規則第6条第5項の規定により消火器具を設置する場合は、次により同条第1項の規定により設置する消火器具で兼用することができるものとする。
- ア 兼用される消火器具の能力単位は、規則第6条第1項及び第5項の規定により必要とされ能力単位を加算して得た量以上の量が確保されていること。
- イ 兼用される消火器具は、規則第6条第6項に規定する歩行距離を満たしていること。
- この場合において、同条第5項の規定により必要とされる能力単位以上の消火器具は前2(3)イで床面積として算定した部分又はその付近に設置すること。

5 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

- (1) 精神科病院等で消火器具を各階のナースステーション等で一括管理しないと適正な管理が行えないと認められる場合は、適正に管理できる場所に設置することで、規則第6条第6項に規定されている歩行距離に適合しているものとみなすことができる。
- (2) 共同住宅は、住戸、共用室及び管理人室に「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第2項に規定する住宅用消火器を設置した場合は、住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように消火器具を設置することができる。
- (3) メゾネット型共同住宅は、一住戸の各部分から歩行距離20m以下となるように消火器具を設置すれば、一住戸内の階ごとの設置を要さないことができる。
- (4) 連続式長屋（店舗、事務所等と個人住宅併用の長屋式防火対象物）又は店舗付併用型住宅における専用住宅の存する階又はその部分の消火器具については、令別表第一の用途部分に設置された消火器具が規則第6条第6項の規定に適合するように配置される場合は、当該消火器具で併用できるものとする。
- (5) 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下「省令第40号」という。）により設置する場合は、省令第40号第3条第3項第1号によること。

第2章第2節 第1 消火器具

- (6) 共同住宅で管理上その他やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。
- ア 消火器具を設置していることが分かるように、消火器具の標識を扉の前面等見やすい場所に取り付けること。
 - イ 当該パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。
 - ウ 当該パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に管理すること。
 - エ パイプシャフト等内に設置している旨を入居者全員に周知徹底すること。
- (7) 体育館等で、当該施設の使用上、消火器具を歩行距離20m以下で設置することが困難な場合は、規則第6条第6項の規定により各階に設置される数の消火器具を有効に使用することができる設置可能な場所に設置できるものとする。